

下記の①～⑤のすべてを満たす者（家庭から自立してアルバイト収入で学費を賄っていること）を大学により審査の上推薦します。		
	要件	備考
①	原則として自宅外で生活をしている （自宅生についても、経済的に家庭から自立している学生等は対象）	自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であるということの証明書類（アパート等の賃貸借契約書のコピー等）の提出が必要です。
②	家庭からの多額の仕送りを受けていない	自宅外で生活する者において、家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間150万円以上（授業料を含む 入学料を含まない）を目安とします。
③	家庭（両親のいずれか）の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない	
④	新型コロナウイルス感染症により、アルバイト収入に影響を受けており、下記(1)～(3)のいずれかの状況となっている	・あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。 ・2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。
	(1) 新型コロナウイルス感染症の影響で想定していたアルバイト収入が得られない状況が継続している	
	(2) コロナ禍前と比較して、アルバイト収入が大きく減少（50%以上減少）し、その状況が本年度になっても改善していない	
	(3) アルバイト収入が増加や一定水準に達していたとしても、家庭の経済状況が悪化したこと等の理由により、アルバイト収入を増やさざるを得ず、修学の継続が困難となっている	
⑤	既存制度について以下(1)～(3)の条件のうちいずれかを満たす	
	(1) 高等教育の修学支援新制度に申込みをしている者又は利用を予定している者であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者	
	(2) 高等教育の修学支援新制度の対象外であって、第一種奨学金（無利子奨学金）の限度額まで利用している者	
	(3) 要件を満たさないため高等教育の修学支援新制度又は第一種奨学金（無利子奨学金）を利用できないが、大学等独自の奨学金（新潟経営大学貸費奨学金、経済環境の悪化による特別措置）や民間等を含め申請が可能な支援制度、外国人留学生学習奨励費等を利用している者又は利用を予定している者	